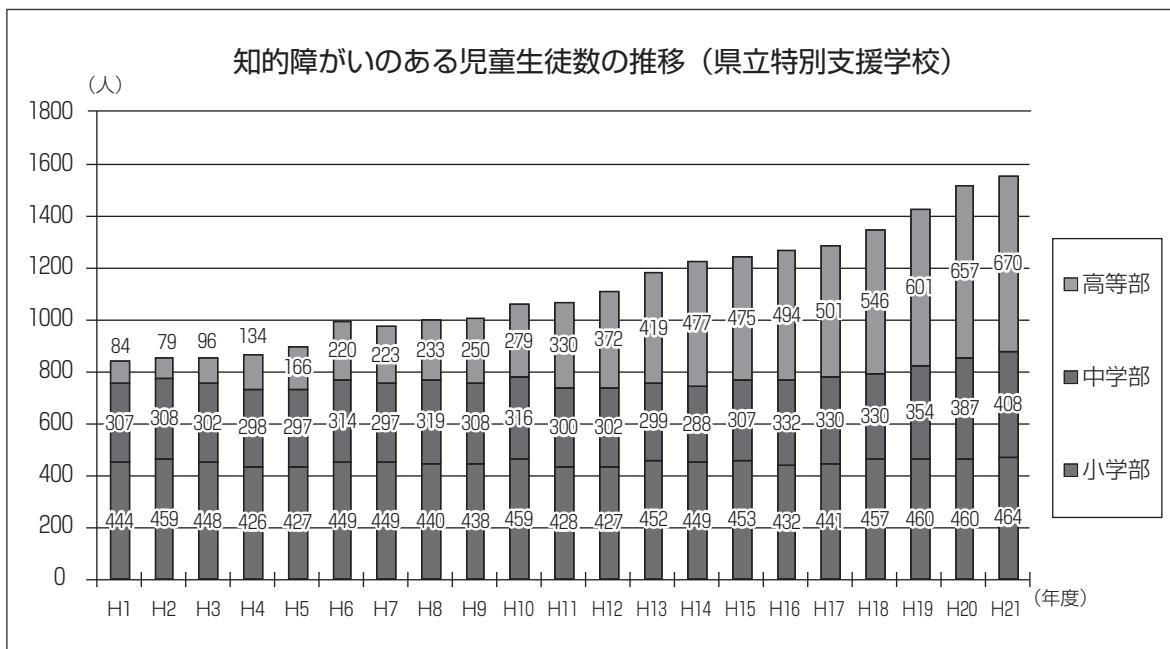


【施策 5】障がいのある子どもたちが「地域で共に学び、共に生きる教育¹⁷」を推進します

(施策の現状)

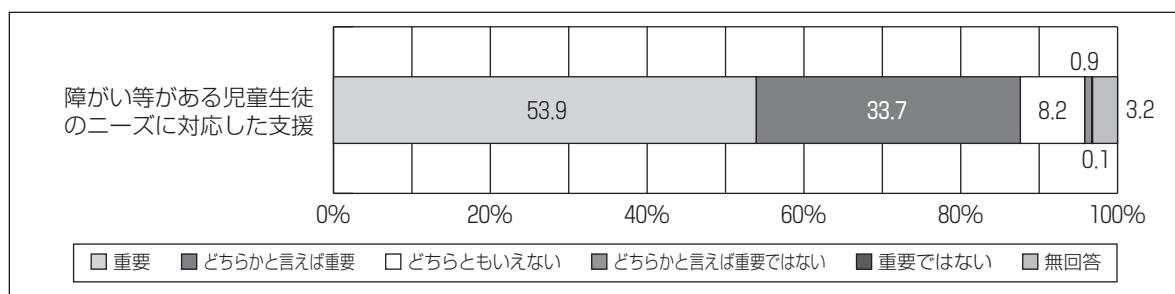
本県では、「共に学ぶ」理念のもと、障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に学ぶための環境づくりを推進してきました。このような中で、保護者は障がいのある子どもたちにできる限り生活している地域で教育を受けさせたいと望むとともに、将来の自立につながるよう就労支援等の専門的な教育も望んでいます。

また、全国的な傾向と同様に、本県においても特別支援学校¹⁵の小・中学部の半数近くの児童生徒が、重複障がいがあり、知的障がいのある高等部生徒が年々増加しています。



県民アンケートでは、「障がい等がある児童生徒のニーズに対応した支援」について、「重要」または「どちらかと言えば重要」と答えた県民の割合は、87.6%と高く、障がいのある子どもたちへの支援について、県民が特に重視しているという結果が出ています。

〔各施策の今後の重要性について〕



¹⁵ 特別支援学校……15ページ参照。

¹⁷ 「地域で共に学び、共に生きる教育」……15ページ参照。

(基本的方向性)

- ・ 障がいのある子どもたちが、就学前、在学中、さらには卒業後において、一貫した支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携を深めることなどにより、地域で「共に生きる」ことができる体制の整備を進めます。
- ・ 障がいのある子どもが、一人一人のニーズに応じて、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校¹⁵において学ぶことができるよう、教員の専門性の向上、校内支援体制の整備・充実、すべての保護者に対する特別支援教育への理解の促進などにより、各学校における「共に学ぶ」環境づくりを進めます。

【今後の取組み】

□ 地域における支援体制の整備・充実と理解啓発の促進

市町村教育委員会における特別支援広域連携協議会⁴⁰の設置を支援することなどにより、特別支援教育に対する地域の支援体制の整備・充実を図ります。

市町村教育委員会が、「個別の支援計画⁴¹」づくりの中で関係機関と連携して「個別の教育支援計画⁴²」を作成し、それを踏まえて就学先を総合的に判断することができるよう支援します。また、発達の段階に応じて、各学校間で「個別の教育支援計画⁴²」を引き継ぎ、障がいのある子どもたちが就学前から一貫した支援を受けることができるよう、その取組みを促進します。

さらに、各学校において、障がいのある子どもと障がいのない子ども及び地域の人々との「交流及び共同学習」の取組みを促すとともに、保護者に対して「地域で共に学び、共に生きる教育¹⁷」の理解啓発を図ります。

¹⁵ 特別支援学校……15ページ参照。

¹⁷ 「地域で共に学び、共に生きる教育」……15ページ参照。

⁴⁰ 特別支援広域連携協議会……障がいのある子どもやその保護者への相談支援にかかる医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携協力を円滑にするネットワークとして設置される協議会。

⁴¹ 個別の支援計画……障がいのある人の乳幼児期から学校卒業後までの各ライフステージにおいて、一貫して的確な支援を行うことを目的として、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して策定する計画。

⁴² 個別の教育支援計画……「個別の支援計画」のうち、学校などの教育機関が中心となって策定するもの。

□ 小・中学校における特別支援教育の充実

特別支援学級の設置等、市町村教育委員会における「共に学ぶ」環境の整備を支援します。また、特別支援学校¹⁵のセンター的機能⁴⁵の活用を促し、各学校における特別支援教育コーディネーター⁴³を中心とした校内支援体制の充実を支援します。さらに、各学校における「個別の指導計画⁴⁴」の作成と「個別の教育支援計画⁴²」の活用を支援します。

□ 高等学校における特別支援教育の充実

特別支援学校¹⁵のセンター的機能⁴⁵の活用を促し、各学校における特別支援教育コーディネーター⁴³を中心とした校内支援体制の充実を図ります。また、「個別の教育支援計画⁴²」を活用して、生徒の能力・特性等に合った進路選択を支援し、必要に応じて、「個別の教育支援計画⁴²」を引き継ぎ、一貫した支援の充実を促します。さらに、介助員⁴⁶の配置などにより、各学校における「共に学ぶ」環境の整備を進めます。

□ 特別支援学校¹⁵における特別支援教育とセンター的機能の充実

特別支援学校¹⁵においては、「個別の指導計画⁴⁴」及び「個別の教育支援計画⁴²」をもとに、児童生徒一人一人の教育的ニーズを明確にした指導及び関係機関と連携した進路選択を支援します。また、重複障がいのある児童生徒については、必要に応じて専門家の指導・助言を求めるなどにより、指導の充実を図ります。さらに、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育を支援するため、各学校におけるセンター的機能の充実を図ります。

¹⁵ 特別支援学校……15ページ参照。

⁴² 個別の教育支援計画……35ページ参照。

⁴³ 特別支援教育コーディネーター……幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進の役割を担う者。

⁴⁴ 個別の指導計画……各学校において、保護者との連携のもと担任を中心として作成するもので、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、児童生徒一人一人の指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導のための計画。

⁴⁵ 特別支援学校のセンター的機能……地域の特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、その地域の小・中学校等を支援する機能。

⁴⁶ 介助員……肢体不自由等の障がいのある生徒が、高等学校で学ぶために、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う者。

□ 教員の特別支援教育に関する指導力の向上

教員に特別支援教育に関する基礎・基本を身につけさせるため、幼稚園、小・中学校、高等学校における研修を支援します。さらに、特別支援学校¹⁵、特別支援学級、特別支援教育コーディネーター⁴³等の教員に、より専門的な研修を行い、指導力の向上を図ります。

[施策5 指標]

指標名	現況値	目標値	備考
「個別の教育支援計画 ⁴² 」の作成率（公立幼・小・中・高等学校）	H21年度 55.2% (H20年度 57.6%)	H26年度 100%	
特別支援学校 ¹⁵ 高等部卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職率	H20年度 86.8%	H26年度 90.0%以上	
特別支援学級の在籍児童生徒数及び通級指導を受けている児童生徒数（公立幼・小・中・高等学校）	H20年度 特別支援学級在籍児童生徒数 1,782名 通級指導教室 ⁴⁷ 在籍児童生徒数 549名	H26年度 適切に対応する	モニタリング指標
特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合（公立幼・小・中・高等学校）	H21年度 21.4%	H26年度 100%	【関連施策】 施策14

※ 現況値の括弧書きは、福島県総合計画策定時の値

¹⁵ 特別支援学校……15ページ参照。

⁴² 個別の教育支援計画……35ページ参照。

⁴³ 特別支援教育コーディネーター……36ページ参照。

⁴⁷ 通級指導教室……小・中学校の通常の学級で学んでいる障がいの軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいに応じた指導を受ける場。